

療養介護

医療的ケアを必要とする障害のある方のうち常に介護を必要とする方に対して、主に昼間において病院で行われる機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。

また、療養介護のうち医療にかかわるものを療養介護医療として提供します。

対象者

病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする方で次に該当する方

1. 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている方であって、障害支援区分が区分6
2. 筋ジストロフィー患者または重症心身障害者であって、障害支援区分が区分5以上

サービスの内容

病院などの医療機関に入院している方に対して、次のようなサービスを行います。

- 機能訓練、療養上の管理、看護
- 食事、入浴、排せつ、着替えなどの介助
- 日常生活上の相談や支援